

# 鳥取市立千代南中学校いじめ防止基本方針

鳥取市立千代南中学校

平成27年4月6日一部改定

令和4年3月15日一部改定

## 1. 本校のいじめ防止とは

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止などのための対策を行う。

### (いじめの定義)

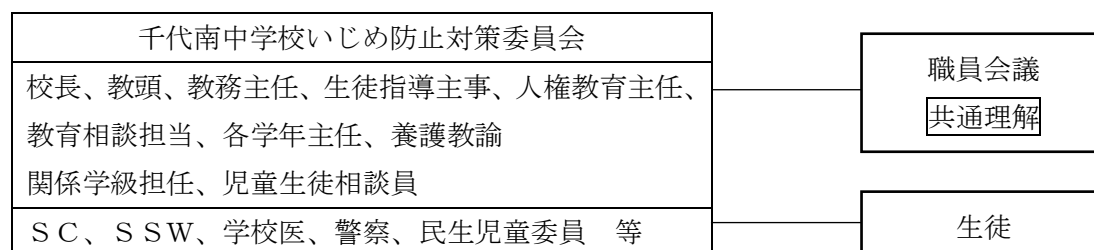
「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

### (学校及教職員の責務)

「いじめは、どのクラスでもどの生徒でも起こりうる」という認識のもと、すべての生徒が安全安心な状況で学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者地域住民及び関係機関等との連携を積極的に図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめ等の疑いがある場合には、適切かつ迅速に対処して解決を図り、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめを未然に防止するために

### (1) 校内体制



①学校基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な年間指導計画の作成、相談窓口、情報収集・記録、事案への組織対応、取り組みの評価など中核的役割を行う。

②いじめとしての対応すべき事案かどうかを判断し、問題の解消まで責任を持つ。

### (2) いじめの未然防止のための取り組み

①学級・学年・部活動等で望ましい仲間づくりを推進すると共に、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。

- ②生徒の変化を適切にとらえるために、「こころのほっとしらべ」等の実態調査を適宜行うと共に、毎日の「生活記録」の有効活用を図るものとする。
- ③特に教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深めると共に、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかにいじめ防止対策委員会を開催し、その情報を管理職及び全学年で共有するものとする。
- ④生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- ⑤生徒が主体的に考え、判断し、課題を解決しようとする力を育成する。
- ⑥保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- ⑦教育相談活動の充実を図る。

### 3. いじめの早期発見について

#### <早期発見の基本>

- ① 日頃から生徒の些細な変化に気がつくよう積極的に関わり、家庭連携を密にする（家庭連携）
- ② 些細なことでも気がついた情報があれば確実に共有する（校内連携）
- ③ 小中連携で情報を収集し速やかに対応する（小中連携）

#### （留意点）

- いじめを把握した際の報告は、5W1Hの記録用紙のもと、教頭が窓口（不在時は生徒指導主事）となり、校長へ報告する。その後、関係学年の主任、担任を交えて情報交換、確認を行う。
- 早期発見をするための方法や取り組み
  - ・いじめの早期発見のためのアンケートを月1回程度行う。
  - ・学校生活や家庭生活など、目的に応じたアンケート（調査）を年に4回以上行う
  - ・登下校の様子や出席確認時の声、表情をしっかりと見取り、変化に気づく
  - ・生活ノート（ライフ）から情報を収集する
  - ・養護教諭と連携をとり保健室や休憩時間の様子を聞く
  - ・家庭地域の様子を知るために保護者や地域の方と情報交換や連絡を密にする工夫を行う
  - ・地域支援ネットワーク連絡協議会を開催し情報交換を図る
- 定期的な教育相談を実施（年3回）し、生徒の立場になって聞く（教師は理解者という姿勢）
- 気になる変化、行為があった場合、情報を職員がいつでも共有できるよう、教頭（不在時は生徒指導主事）が窓口となり、校長に報告する。
- 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）の記録用紙を作成する。
- 生徒指導委員会を必要に応じて行う。関係者は校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任（必要に応じて児童生徒相談員、SC、SSWなど）

### 4. 発見したいじめへの組織的な対応

#### （留意点）

#### <平常時>

- いじめの発見、対応したときは、何が起きていて、どのような対応を行ったのか教頭（不在時は生徒指導主事）に報告する
- いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導、関係者の保護者への連絡を行う
- いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる生徒の育成をめざした対応を

行う。(学級会、学年集会、全校集会、全校ふりかえりなど)

### <重大事態>

#### 重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### <重大事態発生時>

- ① 的確な情報収集
  - ② 緊急校内組織の対策会議（千代南中学校いじめ防止対策委員会）の開催
  - ③ 調査による実態把握
  - ④ 解決に向けた指導・援助
  - ⑤ 継続指導・経過観察
  - ⑥ 再発防止（いじめをなくすための工夫）
- 
- 緊急校内組織の対策会議（千代南中学校いじめ防止対策委員会）の関係者は校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当。(必要に応じて、SC、SSW、学校医、警察)
  - 「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになれば、他の教職員の応援を求める。
  - 生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察に報告し、適切に援助を求める。
  - 学校設置者と連携をとりながら必要な対応を行う。
  - 当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。
  - 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果があげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、学校設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
  - ネット上のいじめの対応については、学校単独で対応できる場合、管理職、生徒指導主事、学年主任、担任が話し合い対応を行う。学校単独での対応が困難と判断した場合には、学校設置者と相談しながら対応を考える。
  - 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報するなどして、外部の専門機関に援助を求める。必要に応じて、その他の関係諸機関等と連絡をとり、協力を求める。
- 
- #### 5 地域や家庭との連携について
- PTAの人権教育推進部を中心としたいじめ防止の研修会を実施して、生徒、保護者、教員のいじめに対する意識を高めるとともに、連携していじめに対応する。
  - いじめの対応について、事象発生時に地域ボランティアや学校評議員の協力が得られるように日常

的に意思疎通をしておく。

○学校だよりやP T Aだよりを通して、いじめ防止に対する広報・啓発活動を行う。

## 6 関係機関等との連携

○いじめ防止の取り組みについて鳥取市教育委員会に報告し、指導を仰ぐ。いじめ事象の発生時には校長が鳥取市教育委員会に連絡して学校対応についての指導を仰ぐとともに連携して事象に対応する。

○いじめ事象の発生時に、被害生徒の対応について、事象の内容によっては鳥取警察署や鳥取地方法務局に報告し連携する。

○被害生徒や他の生徒の心のケアが必要な場合は精神科医やスクールカウンセラーの協力を仰ぐ。